



## 2-1 生涯学習の推進

### 現 状

ライフスタイルの変化に伴い、生涯にわたって心豊かに過ごし、自由に学び、さらには、学んだことを活かすことのできる場が求められている中、多様化する住民ニーズを把握しながら、様々な世代に向けての生涯学習講座を実施しています。

また、住民の学習活動を支援する学びの拠点の1つといえる町立図書館では、図書館資料の充実を図るとともに、利用者ニーズの把握や利用しやすい環境整備に努めています。

### 方 向 性

関係団体との連携により、さらなる学習機会の充実に努めるとともに、今後も変化していく住民ニーズを的確に把握し、学習プログラムの構築や生涯学習の基盤づくりを進めます。

また、町立図書館においては、多種多様な利用者ニーズの把握に努めながら、時代に即した利用環境の整備に努めます。

### 具 体 施 策

#### (1) 学習機会の充実

- ① 学習機会の充実と学習意欲の向上を図るため、そびあしんぐうやシーオーレ新宮を拠点とした学習機会の場を提供するとともに、新宮町文化協会や新宮町スポーツ協会の所属団体との連携に努めます。
- ② 生涯学習講座の充実を図るために、受講者へのアンケート調査を実施し、多様化する住民ニーズの把握に努めます。

#### (2) 生涯学習の基盤づくり

- ① 幅広い世代のニーズにあった講座を企画し、学習グループやサークル活動などへの参加を促すとともに、住民の自主活動を支援します。
- ② 住民それぞれが学んだ知識や技術を地域や学校の中で活かすことができるよう、生涯学習を支える指導者の発掘や人材の育成、活躍の場の創出に努めます。

#### (3) 図書館利用者サービスの充実

- ① 住民の読書環境の充実を図るため、町立図書館とボランティアが連携し、図書館事業の充実と人材の育成を推進します。
- ② 子どもの成長に不可欠な豊かな心を育むため、新宮町子ども読書活動推進計画に基づいて子どもの自主的な読書活動を推進します。

## 主要施策の指標

指標名	R 1実績値	R 7目標値
生涯学習講座実施数	44 講座	48 講座
生涯学習指導者登録数	106 人	130 人
住民 1 人当たりの貸出冊数	6.4 冊	7.3 冊

### 関連個別計画

- 新宮町子ども読書活動推進計画

2

自分らしく  
豊かな心を育むまち



## 2 2 生涯スポーツの推進

### 現 状

健康の保持や増進、体力の向上に対する意欲が高まる中、新宮町スポーツ協会を中心に、子どもから高齢者、障がいのある人が楽しめるスポーツイベントを開催し、住民の健康づくりを支援しています。

住民のスポーツ・レクリエーション活動は活発化しており、スポーツ団体数や競技人口が増加しています。スポーツ・レクリエーション活動が活発になることで、体育施設のさらなる整備へのニーズが高まっています。

### 方 向 性

さらなるスポーツの振興を図るため、全ての住民が親しめる軽スポーツイベントの開催や専門的にスポーツ指導ができる指導者の育成、施設整備など、住民がスポーツに親しむ環境づくりを推進します。また、施設の管理について、利用者の安全性を確保するために計画的な維持管理を実施します。

### 具 体 施 策

#### (1) 生涯スポーツの振興

- ① 子どもから高齢者、障がいのある人などの全ての人たちが多様なスポーツに親しむことができるよう、軽スポーツや障がい者スポーツなどの普及と体験機会の充実に努めます。
- ② 各種スポーツの普及を図るため、新宮町スポーツ協会や各種団体と連携したスポーツ大会の充実に努めます。
- ③ 指導力の向上を目的とした講習会などを実施し、指導者の育成に努めます。
- ④ 住民の健康増進を図るため、新宮町スポーツ協会や新宮町スポーツ推進委員などの関係団体と連携し、ウォーキングや健康増進事業などを推進します。

#### (2) 施設整備の充実

- ① 新宮ふれあいの丘公園内のグラウンドに多目的な運動施設としての機能を持たせ、住民が利用しやすい施設となるような環境整備に努めます。
- ② 運動施設やウォーキングコースの整備など、スポーツに親しみやすい環境づくりを推進します。

## 主要施策の指標

指標名	R 1実績値	R 7目標値
スポーツ協会会員数	585人	600人
住民の健康増進に係るイベント数	4事業	7事業

2

自分らしく  
豊かな心を育むまち



## 2 3

# 歴史の継承と文化の振興

## 現 状

文化財は地域の貴重な歴史的財産です。後世に伝え遺していくために、引き続き、保存・保護に努める必要があります。一方で、文化財は学習活動やまちづくりに活用できる資源でもあり、保護と活用を一体とした総合的な整備を、一層推進する必要があります。

新宮町では、町内に所在する文化財の案内板の設置や史跡の整備を行い、町内文化財の啓発や適切な保全を図っています。また、歴史資料館において企画展を開催し、文化財の情報を発信しています。

文化芸術については、価値観の多様化が進み、心の豊かさや潤いのある暮らしを求める人が多くなり、質の高い文化や芸術に対する関心が高まりつつあります。

## 方 向 性

後世に引き継ぐべき大切な財産である文化財を適切に保存・保護するとともに、その価値を広く伝える取り組みを推進し、文化の継承を図ることで、地域への誇りや郷土愛を醸成します。

町内にある文化財を歴史学習や観光資源として有効活用するため、適切な維持管理を計画的に実施します。また、歴史資料館内において映像などを利活用した展示ができるよう取り組みを推進します。

そして、文化芸術にふれ楽しむ機会を増やすことにより、住民の豊かで寛容な心を育み、人々の多様な交流を促進することで、町独自の文化を涵養します。

## 具 体 施 策

### (1) 文化財の保存と活用

- ① 文化財保護に関する啓発を図るため、案内板の整備や史跡などの「案内ボランティア」の育成を進め、普及活動に努めます。
- ② 町内の文化財の有効活用を推進するため、体験講座や見学会の実施など文化財にふれあう機会の充実により、文化財愛護意識の高揚に努めます。
- ③ 住民が文化財に興味を持ち、学ぶことができる場となるよう、文化財の情報発信の拠点として、魅力ある歴史資料館づくりに努めます。
- ④ 町の歴史と深く関わっている歴史的資料を調査し、その保存に努めます。
- ⑤ 国指定史跡相島積石塚群や国指定重要文化財横大路家住宅（千年家）などの貴重な文化資産を保全・整備し、適切な維持管理を行うとともに、歴史学習や観光資源として有効活用にあ努めます。

**(2) 伝統文化の継承**

- ① 地域に残る伝統文化を継承し、後世に伝えていくため、地域の協力のもと民俗資料の保存に努めます。
- ② 伝統文化を次世代に伝えるため、貴重な映像などの利活用ができる仕組みづくりに努めます。

**(3) 芸術・文化の振興**

- ① 様々な芸術・文化にふれあう機会を提供するため、そぴあしんぐうを拠点に新宮町文化振興財団と連携し、コンサートや演劇など芸術・文化活動の充実に努めます。
- ② 住民の芸術・文化活動を推進するため、啓発活動や若年者が参加できるプログラム作成など、活動しやすい環境づくりに努めます。

**主要施策の指標**

指標名	R 1実績値	R 7目標値
そぴあしんぐうの利用者数	17,371 人	18,000 人 10,000 人
芸術文化祭への参加者数	4,726 人	5,000 人 3,000 人
歴史資料館の利用者数	2,492 人	2,600 人 1,200 人

※ R 7 目標値の下段の値は、新型コロナウイルスの影響が今後 5 年間継続した場合を想定した目標値。



国指定重要文化財横大路家住宅（千年家）

## 人権施策の推進

### 現 状

あらゆる差別をなくし住民一人ひとりの参加による明るく住み良い地域社会を実現するため、「新宮町差別をなくし人権を守る条例」や「新宮町人権教育・啓発基本指針」に基づき、様々な人権施策を推進しています。しかし、依然として社会生活の様々な局面において、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染症患者などに対する偏見や差別が問題となっています。さらに、国際化、情報化の進展などを背景に新たな人権問題が顕在化、国では個別の人権問題の解決に向けた法整備などが進んでいます。

このような人権を取り巻く状況の大きな変化とこれまでの取り組みを踏まえ、新宮町では、令和3(2021)年3月に「新宮町人権教育・啓発基本指針」の改定を行っています。より一層効果的な取り組みが求められている状況で、町の実情にあった人権施策のさらなる充実と計画的な施策の展開が必要です。

### 方 向 性

人権への配慮は、全ての行政施策で重要な視点です。新宮町人権教育・啓発基本指針や同指針実施計画に基づき、各種団体・機関との連携を強化し、適切に施策を推進します。

また、同指針は新宮町における人権施策の根幹となるものであるため、住民への周知に努めるとともに、職員の人権意識を高めるための研修の充実を図り、主体的に人権問題の解決に取り組む人材の育成に努めます。

### 具 体 施 策

#### (1) 学校における人権教育の推進

- ① 教職員の人権意識を高めるため、組織的な取り組み強化と計画的な人権教育に努めます。
- ② 児童・生徒の自尊感情を高めるため、学校での教育活動全体を通して、子どもの発達段階に応じた人権学習を推進します。
- ③ 高齢者や障がいのある人、外国人などあらゆる人権問題やインターネットなどによる人権侵害などに対する理解と認識を深め、様々な人権課題の解決につながる姿勢や態度を育む教育に努めます。

#### (2) 家庭や地域における人権教育の推進

- ① 地域や家庭で話し合える環境をつくるため、多様な人権学習の場を提供するとともに人権啓発に努めます。
- ② 人権に関する正しい知識を身に付け、主体的に活動できる人材を育成するため、人権研修会の充実に努めます。
- ③ 差別に気づき、差別をなくす行動をとることができる人材を育成するため、企業や社会教育関係団体などを対象とした人権教育を推進します。



### (3) 人権啓発活動の充実

- ① 住民に対する人権啓発を推進するため、各種関係機関と連携を図りながら町広報誌や三月間町民のつどい・人権フェスティバルなどの機会を活用した人権意識の高揚を図るための啓発活動の充実に努めます。
- ② 新宮町人権教育・啓発基本指針に基づき、実施計画の実効性を確保するため、必要に応じた実施状況の見直しに努めます。
- ③ 効果的な施策の推進を図るため、住民意識調査や実態調査を実施します。
- ④ 町職員の人権感覚を養うため、人権研修の充実に図り、人権課題への解決に取り組む人材の育成に努めます。

### (4) 各種団体・機関との連携

- ① 新宮町企業内人権・同和問題研修推進会議と連携し、企業が人権問題を自発的に解決できるように努めます。
- ② 「新宮町非核平和都市宣言（昭和 60（1985）年）」の理念を踏まえ、平和祈念事業を推進します。
- ③ 国・県や他の自治体など関係機関との連携した啓発活動などを実施し、より効果的かつ円滑に人権施策を推進します。
- ④ ドメスティックバイオレンス（DV）や児童虐待など、様々な人権侵害の救済に取り組むため、人権擁護委員や法務局、警察などの関係機関や地域ネットワークとの連携を強化し、人権に関する相談体制の充実と組織力の強化に努めます。

### (5) 男女共同参画社会の充実

- ① 性別にとらわれず、誰もが互いの個性や能力を尊重しあい、社会参画できる環境づくりのため、各種啓発活動を実施します。
- ② 男女が安心して健やかに暮らせるよう、相談支援や環境整備の充実に図るとともに、ドメスティックバイオレンス（DV）などの暴力や差別的行為の根絶に向けた啓発を実施します。
- ③ 新宮町男女共同参画基本計画の推進を図るため、国・県などの関係機関や各種団体などとの連携・協働に努めます。

## 主要施策の指標

指標名	R 1 実績値	R 7 目標値
審議会等における女性委員の比率、登用率	26.7%	35.0%
庁内管理職における女性登用率	18.8%	25.0%
庁内男性職員の育児休業等の取得率	33.3%	100%
住民・団体を対象とした人権学習会の開催数	8回	14回

#### 関連個別計画

- 新宮町人権教育・啓発基本指針
- 新宮町人権教育・啓発基本指針実施計画
- 新宮町男女共同参画基本計画
- 新宮町子ども・子育て支援事業計画
- 新宮町教育行政の目標と主要施策